



鳥取県公報

令和2年10月9日（金）
第9241号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（547）（福祉監査指導課） 2
	とっとり花回廊の利用料金の変更（548）（生産振興課） 2
	公共測量の実施（549）（県土総務課） 2
	県道の区域の変更（550）（道路企画課） 3
	採石法による採取計画の認可の公表（551）（鳥取県土整備事務所） 3
	指定居宅サービス事業者の指定（552）（西部総合事務所福祉保健局） 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（553）（〃） 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定（554）（〃） 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（555）（〃） 4
	開発行為に関する工事の完了（556）（西部総合事務所生活環境局） 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課） 5

告 示

鳥取県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目8-21	令和2年6月11日

鳥取県告示第548号

平成28年鳥取県告示第276号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第10条第2項の規定に基づき令和2年9月16日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>1 利用料金 (1)～(3) 略 (4) <u>フラワーカート利用料</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 150円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	区 分	金 額	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 150円	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 300円	<p>1 利用料金 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>
区 分	金 額						
児童又は中学校の生徒	1人1回につき 150円						
高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 300円						

附 則

この告示は、令和2年10月9日から施行し、令和2年9月19日から適用する。

鳥取県告示第549号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年9月24日から令和3年2月26日まで

3 作業地域 西伯郡南部町及び伯耆町

鳥取県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年10月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八 東線	変更前	八頭郡智頭町大字坂原字中河原384-5地先から同大字字前田136-1地先まで	5.4~10.1	126.0
		八頭郡智頭町大字坂原字中河原727-1地先から同大字字砂田666-1地先まで	11.0~34.6	222.0
	変更後	八頭郡智頭町大字坂原字中河原727-1地先から同大字字砂田666-1地先まで	11.0~34.6	222.0

鳥取県告示第551号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月9日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
三明建設株式会社 代表取締役 岡村 文美子	鳥取市長谷825	鳥取市長谷字城ヶ谷口822外5筆 (169,858.60平方メートル)	安山岩 (218,272.20立方メートル) 凝灰岩 (24.00立方メートル)	令和2年10月1日から 令和7年9月24日まで	令和2年10月1日

鳥取県告示第552号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ツクイ	ツクイ米子旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁目9-8	令和2年10月1日	通所介護

鳥取県告示第553号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ツク イ	ツクイ米子旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁 目9-8	令和2年8月 26日	令和2年9月 30日	通所介護

鳥取県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行う事業 所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
株式会社ライ フ	米子市東山町53	ライフ	米子市東山町53	就労継続支援B 型	令和2年9 月30日

鳥取県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ている事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行ってい る事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	廃止年月日
株式会社ひま わり	米子市長砂町 719-3	ひまわり	米子市長砂町719-3	就労継続支援A 型	令和2年9 月29日
株式会社ライ フ	米子市東山町53	ライフ	米子市東山町53	〃	〃
青空交通有限 会社	米子市米原五丁 目10-21	青空交通ケアセンタ ー指定訪問介護事業 所	米子市米原五丁目10- 21	居宅介護、重度 訪問介護	令和2年9 月30日

鳥取県告示第556号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和2年8月20日 鳥取県指令第202000125003号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市財ノ木町字篠津灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市中島一丁目9-15

和田 貢一

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和2年10月9日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年11月1日 午前9時から午前11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和2年11月9日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和2年11月24日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年11月10日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
令和2年11月17日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年11月24日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。